

# 選挙と村人——インド最貧州における民主主義の実践

中溝和弥

## Ⅰ 選挙と農村社会

選挙は社会をどのように変えるか。言うまでもないことだが、選挙とは、権力者を有権者が投票によって選ぶ仕組みである。伝統的権力者が、選挙によって権力者としての新たな正統性を獲得することもあれば、これまで権力とは

無縁であった者が代表として選出され、権力を獲得することもある。多数決原則により一票でも多くの票を獲得した者が代表として選出されるため、選挙には常に不確実性が伴う。それゆえ、選挙は時として暴力を伴う激しい競争を生み出してきた。

現在では選挙制度は私たちにとって当たり前のように存

在しているが、選挙権獲得運動の歴史が示すとおり、多くの国にとって普通選挙が実現したのは第二次世界大戦以降の話にすぎない。権威主義体制が存在した途上国にとっては、自由で公正な選挙が制度的に保障されたのは、ごく最近の話である。このように、普通選挙という仕組みは比較的新しい制度であると同時に、民主化の動きが絶え間なく続くことからわかるように、強い正統性を持っている。

正統性の源泉の一つが、一人一票に象徴される平等原則である。金持ちであろうが貧乏人であろうが、一人が一票しか持たない点では平等であり、一票が平等の価値を持つが故に多数決が原則とされる。多数決によって権力者が選ばれ、選ばれた権力者の多数によって憲法を頂点とする法律が制定され、その法に基づいて権力が行使される。この仕組みは、多数の支持を必ずしも必要としない伝統的な支

配構造とはかなり異質な世界である。

それでは、選挙の持つこのような平等性は、それまで選挙が存在しなかった伝統的社会をどのように変えたであろうか。とりわけ、不平等を構造的に抱える伝統社会をどのように変えたであろうか。本稿はこの問題を検討するために、途上国のなかでは例外的に民主主義を独立以来維持し、普通選挙を定期的に実施してきたインドの事例を検討する。<sup>\*1</sup>

なかでもカースト制度の縛りが厳しいとされ、かつ最貧州の一つであるビハール州の一村の事例を取り上げて検証したい。

選挙といっても、そのレベルは下院選挙、州議会選挙、県・郡・村の三層構造からなる地方自治体選挙である。パンチャーヤット選挙までさまざまである。選ばれる代表がかかる権力行使の範囲は、パンチャーヤット選挙、州議会選挙、下院選挙の順に広がるが、代表を選出する場である村の視点から見ると、村人にとって最も身近な選挙は、パンチャーヤット選挙になる。換言すれば、下院選挙は代表の権力行使の範囲の広さ故に、村人にとって最も縁遠い選挙となる。調査村においてある指定カースト(かつての不可触民)は、「デリーで起こることは我々にはわからない」と述べたが、この認識は彼一人だけのものではない。同時に、ある別の指定カーストは、「貧困層のための住宅建設プログラムである」インディラ住宅計画を使って家を建ててくれると言うから村長に投票した」と二〇〇四年に

語り、一〇年後の二〇一四年には、自分が貧困層に認定されるには現在の村長が再選されることにかかっている、と述べた。<sup>\*4</sup>このように村人の生活に直結することが多いのは、村の選挙であると言えよう。

本稿の課題である選挙が農村社会に与える影響という観点からは、村民の生活に最も近い村の選挙が重要な意味を持つと考えられる。したがって、本稿においては、パンチャーヤット選挙のなかでも最下層のレベルである村の選挙に焦点を当てつつ、下院選挙、州議会選挙など村人からはより遠い存在になる選挙も交えて、選挙が農村社会に与えた影響について考察したい。

## II 社会の構成

### 1 ビハール州の社会

選挙が農村社会に及ぼした影響について考察する前提として、ビハール州の社会について概観しておきたい。鍵となるのは、カースト、宗教、そして階級である。まずカーストについてであるが、第一に身分制としての側面、第二にアイデンティティとしての側面、最後に利益集団としての側面という、三つの側面を併せ持つことが特徴である。<sup>\*5</sup>

第一の身分制は、バラモンを頂点とし不可触民を最下層とする身分秩序であり、ヴァルナとジャーティという二つのカテゴリーから構成される。ヴァルナ（種姓）とは、バラモン（祭司階級）、クシャトリア（統治者階級）、ヴァイシャ（一般庶民）、シュードラ（上位三ヴァルナに奉仕する階級）の四つから構成され、これらの下に不可触民が付け加えられて、五ヴァルナ制と言うべきものとなった（小谷二〇〇三：一一七―一一八）。元来「生まれ」を意味するジャーティは、この五ヴァルナのいずれかに位置づけられていた。

ただし、ここで注意しなければならないのは、身分制が確固として存在する一方で、決して固定的なものではなかったという点である（中溝二〇一三：六八―七二）。二〇〇〇とも三〇〇〇とも存在すると言われるジャーティ間の身分関係は、最初から明確に決まっていたわけではなく、それ故にイギリス植民地政府が一九〇一年、一九一一年のセンサスでカーストのランキングを導入しようとした際には、インド社会に大きな反響を生み出すこととなる（藤井二〇〇三：六四、七八、三瀬二〇〇〇：四七九―四八〇、四八三―四八四）。具体的には、植民地政府が定めた序列への異議申し立てが相次いだことに加え、ヴァルナ位階でシュードラに属するとされていたジャーティが、クシャトリア属性を主張して上位カーストへの上昇を試みる運動を

活発化させた。一例として、牛飼いかーストとして北インド一帯に存在するヤードヴ・カーストを取り上げよう。

ヤードヴ・カーストは、地域によってゴアラ、アヒールなどさまざまな名称で呼ばれていた（Srinivas 1995: 98-100; Blair 1969: 61; Frankel 1990: 63-65; Singh 1998: 3693-3696）。この牛飼いかーストが身分の向上を目指して結成したのが、全インド・ヤードヴ会議であり、それまでのシュードラではなく、クシャトリア属性を主張して、菜食主義などバラモンの生活習慣を取り入れる運動を展開した。社会学者シュリニヴァスがサンスクリット化と定式化したこの過程が示すように（Srinivas 1956: 481-496）、身分制は厳然として存在する一方で、カースト間の関係はダイナミックに変動する性格を併せ持っていることがわかる。

第二のアイデンティティとしての側面は、サンスクリット化に引き付けて考えるとより明確になる。先述のヤードヴ・カーストの事例では、センサス調査の際に、呼称をヤードヴで統一することが呼びかけられ、牛飼いかーストがヤードヴとしての帰属意識を高めていくことになった。サンスクリット化がめざしたものは身分の向上であったが、その過程で仲間意識を生み出すことになり、ここにアイデンティティとしての側面を見いだすことができる。

最後の利益集団としての側面は、独立後の留保制度に代表される積極的格差是正措置の展開が象徴的な事例となる

う。インドは独立後直ちに、かつての不可触民、および部族民の地位向上を図るために、彼らを憲法で指定カースト／部族として認定し、議会、公務員職、教育機関に一定の留保枠を設けた。同じく、シュードラに属するとされた後進カーストについても、長い論争と政治的闘争の結果として、公務員職に関して留保制度が導入された（中溝二〇一・二七九—一〇二、二三八—二四九、二七六—二八三）。そうなると、今度は後進カーストと認定されれば、公務員職に優先的に就職できることになる。この新しい状況を受けて、なかにはカルナータカ州のリンガーヤット・カーストのように、長年のサンスクリット化の成果として上位カーストと認定されたにもかかわらず、今度は逆に後進カーストとしての認定を求めて、運動の方向を逆転させる事例が出てきた（Srinivas 1995: 114-115）。カースト位階の下降よりも公務員職の獲得という実利を優先する運動は、カーストの利益集団としての機能をよく示している。

さて、このような機能を持つカースト集団のビハール州における構成を確認しておきたい。

表1は、二〇〇〇年にビハール州が分離する前の社会集団構成である。上位カースト、後進カースト、指定カーストの比率は、全国平均とほぼ類似しており、平均的な構成と言えるだろう。最大のカースト集団は上層後進カーストのヤーダヴであり、上位カーストの総計にほぼ匹敵する。

表1 ビハール州(分離前)における社会集団構成

カテゴリー	カースト	総人口比
上位カースト	バラモン(Brahmin)	4.7
	プーミハール(Bhumihar)	2.9
	ラージプート(Rajput)	4.2
	カヤスタ(Kayastha)	1.2
上位カースト総計		13.0
上層後進カースト (Upper backward caste)	バニア(Bania)	0.6
	ヤーダヴ(Yadav)	11.0
	クルミ(Kurmi)	3.6
	コイリ／コエリ(Koiri/Koeri)	4.1
	上層後進総計	19.3
下層後進カースト (Lower backward caste)	下層後進総計	32.0
後進カースト総計		51.3
ムスリム		12.5
指定カースト(ダリト)		14.4
指定部族		9.1
合計		100.0

(出所) Blair 1980: 65, Table 1. 翻訳は筆者作成。

(注1) Blairは、ベンガル語話者(2.5%)を組み入れない場合の比率(コラムA)と組み入れた場合の比率(コラムB)の二種類を作成しているが、本表では「コラムA」を採用した。

(注2)「上層後進カースト」カテゴリーに該当する「コイリ(Koiri)／コエリ(Koeri)」カーストには、表記のように二つの呼称が存在する。プレアは「コイリ(Koiri)」としているが、他の文献では「コエリ(Koeri)」とされることが多いことから、本稿においては「コエリ」で統一することとする。

一九九〇年代以降のビハール州の政治変動は、このヤーダヴ・カーストの結束が一つの大きな要素となった（中溝二〇一二・二〇三三―二四九）。

次に宗教集団である。ビハール州の宗教集団構成も、カースト集団と同じく全国平均とほぼ類似している。ヒンドゥー教徒が多数派として八割強を占める一方、ムスリムは、一二・五%を占めている。ムスリムを単独の集団として考えれば、ヤーダヴを上回り上位カースト総計に迫る人口規模を有しており、小選挙区制のインドでは人口比以上の重要性を持つことになる。先述した一九九〇年代以降の政治変動にムスリム票の果たした役割は大きい（中溝二〇一二・二〇五―二二三）。

最後に階級である。表2は、一九八〇年時点でのカーストと農地所有の関係を示したデータである。

上位カーストの九一・四%が富農・地主に属し、指定カーストの九六・五%が貧農・貧中農に属すことからわかるように、カースト階級と階級（農地所有規模）がほぼ対応関係にあることがわかる。同時に、上層後進カーストの三〇%強は富農・地主に属し、後進カーストであつても、裕福な層が一九八〇年代初頭にはすでに存在していることがわかる。彼らの経済的台頭が、社会、そして政治の変化を生み出す背景要因となった。この点は、調査村ムルホ村の事例に則して後述する。

## 2 調査村ムルホ村の社会

ムルホ村は、ビハール州東部のコシ川流域に属する。<sup>\*</sup>コシ川はしばしば氾濫することでお有名で、近年では二〇〇八年に、ネパール領内の堤防が決壊し大規模な水害が起こった。ムルホ村は高台に位置したため比較的難を逃れたが、近辺一帯は水没するなど大きな被害を受けた。独立当初は慢性的に発生する洪水のため開発は遅れ、コレラなどの疫病が流行する瘴癘地であつた。<sup>\*</sup>現在は、コシ川の水利が整備されたこともあり状況は比較的改善されているが、ムルホ村の位置するマデブラ県の中心都市マデブラ市でも電気は日に四〜五時間しか通電しないなど、依然としてインフラに問題を抱えている。ムルホ村でも二〇一〇年州議会選挙前から電化が徐々に進んだが、電線が盗まれるなどして二〇一四年五月時点でも多くの家庭に電気は供給されていない。最初に、ムルホ村の社会構成を概観しておきたい。表3は、二〇〇四年下院選挙時点での有権者のカースト構成を示したデータである。

表からわかるように、ヤーダヴ・カーストが六二・三%と圧倒的な多数を占め、指定カーストのムサハールが一五・三%とこれに続いている。両者を合わせてムルホ村の約八割近くを占めている。

表2 ビハール州におけるカーストと農地所有の関係  
(1980年)

	上位 カースト	上層後進 カースト	下層後進 カースト	指定 カースト
貧農・貧中農	7.9	51.8	89.5	96.5
中農	0.7	17.5	2.6	1.5
富農・地主	91.4	30.7	7.9	2.0

(出所) Prasad 1989: 104, Table A.

(注)数値は%表示。貧農・貧中農、中農、富農を区分する具体的な基準については、言及がない。

表3 ムルホ村における有権者の社会集団構成(2004年)

カテゴリー	カースト	人数(人口比)
上位カースト	バラモン(Brahman)	84 (1.6)
上層後進カースト	ヤーダヴ(Yadav)	3,184 (62.3)
	パニア(Bania)	49 (1.0)
下層後進カースト	バライ(Barai)	14 (0.3)
	ダスツク(Dhanuk)	9 (0.2)
	ハルワーイー(Halwai)	96 (1.9)
	カルワール(Kalwar)	42 (0.8)
	カマル(Kamar)	29 (0.6)
	カヌー(Kanu)	25 (0.5)
	マリ(Mali)	17 (0.3)
	マッラー(Mallah)	54 (1.1)
	ナイー(Nai)	56 (1.1)
	サオ(Sah)	31 (0.6)
	タッタマー(Tattama)	126 (2.5)
	テーリー(Teli)	12 (0.2)
	指定カースト	チャマル(Chamar)
ムサハール(Musahar)		779 (15.3)
ドービー(Dhobi)		16 (0.3)
ドゥーム(Dom)		14 (0.3)
ムスリム		222 (4.3)
合計		5,107 (100)

(出所)選挙管理委員会資料と現地調査より筆者作成。

(注)2004年有権者名簿に基づいた有権者の社会構成(人数・人口比)を表記している。インドにおいては、18歳以上の男女に投票権が与えられている。括弧内は有権者総数に対する比率(%)を示す。

ヤーダヴ・カーストの優位は、数にとどまらない。ムルホ村には、独立以前に三〇〇〇エーカーの土地を所有したとされる大ザミンダールのマンダル家が存在し、独立後も大地主としての経済力と、ムルホ村では優位カーストとなるヤーダヴの社会的権威に基づき、大きな影響力を行使してきた。マンダル家当主のB・P・マンダル氏は一九五一年から五二年にかけて行われた第一回州議会選挙で州議会議員として当選の後、一九六七年選挙で下院議員にも当選し、翌一九六八年にはビハール州で後進カースト出身者と

して初めて州首相に就任するなど、政治家として成功した。いわば、大ザミンダールとしての社会的権威・経済力を有した伝統的な権力者が、普通選挙を通じて権力者としての新たな正統性を獲得した事例と言える。

下院選挙、州議会選挙といった村人とは距離がある選挙のみならず、村の政治においてもマンダル家の影響力は圧倒的であった。ビハール州においてパンチャーヤット制度が導入された一九五〇年代半ば以降、村長職はマンダル家出身のスパーシユ氏が、二〇〇一年村長選挙で敗北するま



で務めてきた。現在のような形でパンチャーヤット制度が整備されるのは、ビハール州においては二〇〇一年以降のことであり、それ以前は選挙制度が十分に整備されていなかったものの、選挙自体は行われていた。スパーシユ氏はこれらの選挙でも勝利しており、これも伝統的な支配層が選挙によって新たな正統性を獲得した事例と指摘できる。

### Ⅲ 伝統的支配の凋落

#### 1 選挙を戦うマンダル家

しかし、マンダル家の影響力も変化を免れなかった。<sup>\*10</sup> 影響力衰退のメルクマールとなったのは、選挙である。表4が示すように、州首相を経験した先代の時代は、村人はおむねB・P・マンダル氏を支持していた。

しかし、一九八〇年代初頭にB・P・マンダル氏が引退し、息子のM・K・マンダル氏が政治活動を引き継ぐと、村人の態度は変化する。多数派であるヤーダヴ・カーストのなかでM・K・マンダル氏に対する支持は次第に減少し、選挙区全体においてもM・K・マンダル氏は、会議派候補として戦った一九八〇年州議会選挙で敗北する。一九九〇年州議会選挙にも会議派候補として立候補するが敗北

し、ムルホ村ではヤーダヴ・カーストの多くがM・K・マンダル氏を支持しない状況であった(表5)。

お膝元での不人気にもかかわらず、M・K・マンダル氏は挑戦を続ける。初挑戦から二五年後の二〇〇五年二月州議会選挙でついに初当選を果たし、同年十一月州議会選挙においても再選された。しかし、二〇一〇年州議会選挙では、所属政党であるジャンナター・ダル(統一派)から公認を得ることができず、失職することになった。

州議会選挙での敗北自体は、先代も一九五七年州議会選挙で経験している。しかし、地元ムルホ村での支持は固かった。それではなぜ、息子はムルホ村での支持を引き継ぐことができなかったのだろうか。投票行動における政党の重要性、候補者の資質、経済関係の変化という三点に整理して考えてみたい。

まず第一点に関してであるが、投票行動において党と人のいずれを重視するかという問題がある。一九八〇年州議会選挙でM・K・マンダル氏に投票しなかったヤーダヴ・カーストの多くは、後進カーストの利益を代表すると目されていた社会主義政党に投票した(表6)。

これに対し、M・K・マンダル氏が公認を得た会議派は、上位カーストによる伝統的支配を体現する政党であると考えられていた。一九七〇年代後半は、全国的にもジャート・カーストに属するチャラン・シンが非上位カー

表4 B・P・マンダル氏に関するムルホ村民の投票行動

カースト	支持	不支持	不明	合計
ヤーダヴ	6	2	1	9
その他後進カースト	2	—	—	2
指定カースト	1	2		3
ムスリム	1			1
合計	10	4	1	15

(出所)現地調査(2004年2～5月、2005年2月)より筆者作成。  
 (注)聞き取りを行った52人のうち、回答を得られた15人の投票行動を記している。数値は人数を示している。  
 質問は、「B・P・マンダル氏の存命中は、同氏を支持したか」という形で行った。同氏が最後に戦った1980年選挙選挙から25年が経過しており、当時は子どもであったため投票権を持っていなかった者、まだ生まれていない者もあり、また投票権を持っていた者であっても、忘れたと回答した者もいた。

信賴を勝ちえていく。この傾向は、一九九〇年州議会選挙  
 会主義政党は後進カーストの利益を代弁する政党としての  
 九二一〇五。社会主義政党のこのような実績から、社  
 る留保制度の実施を州レベルで実現する(中溝二〇二二・  
 ルが、ジャナター党政権の州首相として安定政権を樹立す  
 において、下層後進カースト出身のカルプリー・ターク  
 スト出身者として初めて首相に就任するなど、後進カース  
 トの台頭が明確な形を徐々に取り始めていた。ビハール州  
 ことに成功し、長年の懸案であった後進カーストに対す

表5 ムルホ村投票行動(1990年州議会選挙)

カースト	INC	JD	CPM	その他	合計
ヤーダヴ	1	12	1	0	14
その他後進カースト	0	2	0	0	2
指定カースト	7	1	0	1	9
ムスリム	0	4	0	0	4
合計	8	19	1	1	29

(出所)現地調査(2004年2～5月、2005年2月)より筆者作成。  
 (注)聞き取りを行った52人のうち、回答を得られた29人の投票行動を記している。数値は人数を示す。1990年選挙に関し回答が得られた指定カーストはムサハールのみだった。「その他」に該当する政党はジャナター党であった。  
 (略号)「その他後進」：ヤーダヴ以外の後進カースト。INC：インド国民会議派(Indian National Congress)。JD：ジャナター・ダル(Janata Dal)。CPM：インド共産党(マルクス主義)(Communist Party of India [Marxist])。

で、ラルー・ブラサード・ヤーダヴ率いるジャナター・ダ  
 ル政権が会議派支配を打ち破り、後進カーストが上位カー  
 ストから奪権する下剋上の成功によってより強固になった  
 (中溝二〇二二・二三三―三三八)。  
 とはいえ、第二に、候補者本人に魅力があれば、所属政  
 党の如何にかかわらず、少なくともお膝元では支持を集め  
 ても不思議ではない。M・K・マンダル氏には、この点が  
 欠如していた。先代に対する評価とは対照的に、村人は  
 M・K・マンダル氏について、親しみに欠けるなど肯定的



表6 ムルホ村投票行動(1980年州議会選挙)

カースト	INC	JNP(SC)	CPM	その他	合計
バラモン	1				1
ヤーダヴ	4	8	1	1	14
その他後進カースト	2	1			3
指定カースト	10				10
ムスリム	3				3
合計	20	9	1	1	31

(出所)現地調査(2004年2~5月、2005年2月)より筆者作成。  
 (注1)聞き取りを行った52人のうち、回答を得られた31人の投票行動を記している。質問は、「1980年州議会選挙において、何党を支持したか」という形で行った。候補者名についても適宜確認した。  
 (注2) CPMの活動家はCPMに投票したと述べたが、マデブラ州議会選挙区からCPM候補は出馬していない。  
 (注3)「その他」に該当する政党はジャンナター党であったが、マデブラ州議会選挙区から立候補した旧ジャンナター党候補のうち、JNP(SC)、JNP(SR)、JNP(JP)のいずれに投票したのかは定かではなかった。  
 (略号)「その他後進」：ヤーダヴ以外の後進カースト。INC：インド国民会議派(Indian National Congress)。JNP(SC)：ジャンナター党(セキユラー：チャラン・シン派)。CPM：インド共産党(マルクス主義)(Communist Party of India (Marxist))。

な評価を与えない(中溝二〇二二・一〇七一一〇八)。州議会議員になってからも、二〇〇八年大洪水の際には自ら先頭を切つて州都パトナーに逃げた、として村人に嘲笑されるなど、評価の低さは相変わらずであった。<sup>\*11</sup> 有権者の投票行動が、候補者よりも政党を重視する方向に動いていたことに加えて、候補者本人に魅力が欠けていたことを要因として指摘できる。

最後に、いくら所属政党が異なるとはいえ、さらに候補者本人に魅力がないとはいえず、マンダル家の影響力が十分

に強ければ、村人へ支持を強要することもできたであろう。この最後の拠り所も揺らぎ始めていた。契機となったのは、緑の革命である。

一九六〇年代後半から導入された緑の革命は、ビハール州では一九七〇年代前半から小麦革命として始まり、小麦生産量が次第に伸びていった(図一)。

緑の革命に最も積極的に呼応したのが、後進カースト農民、なかでも比較的裕福であった上層後進カースト農民であった(Sharma 2005: 964)。彼らが支持したチャラン・シンは、後進カーストの利益というよりは、農民の利益の現を強く打ち出した政治家であり、後進カースト農民も、留保政策の実現とともに自作農重視の政策を支持した(Varshney 1995: 102-103)。ムルホ村でも、管井戸灌漑が普及し始めたのは、一九七〇年代初頭からであった。<sup>\*12</sup> 管井戸灌漑の導入により乾期作(ラビ作)で小麦を栽培することが可能になり、これまでの雑穀・豆類から、より収益性の高い小麦へと作付けを変更した。小麦の品種改良も普及したことから穀物の増産が達成され、ヤーダヴを中心とする自作農は次第に豊かになっていったと考えられる。

同時に見逃せないのが、マンダル家の変化である。<sup>\*13</sup> 一九八〇年代に入ると、マンダル家は農業経営への関心を次第に失うようになり、多くの者がパトナーやデリーなどの都市に居を構えて専門職などに従事し始める。<sup>\*14</sup> 二〇〇一年バ

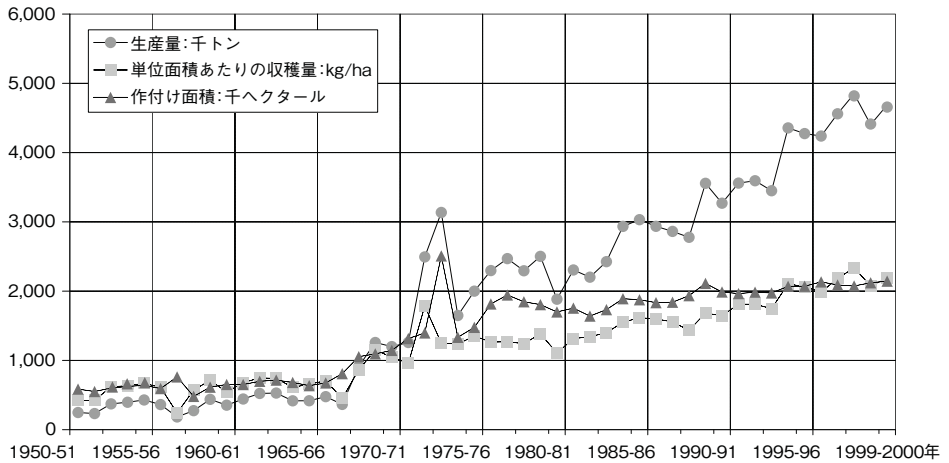


図1 ビハール州における小麦の生産量・単位面積あたりの収穫量・作付け面積の推移

(出所) Indiatat (<http://www.indiatat.com/default.aspx>)

ンチャーヤット選挙でマンダル家出身の村長を破ったラー  
ジ・キシヨール・ヤードヴ氏によれば、この動きと並行し  
てマンダル家は農地を次第に手放すようになったという。  
このことは、マンダル家のムルホ村における経済力の低下  
を意味し、裏腹にヤードヴ農民はマンダル家から相対的に  
経済的自立性を確保することになる。このような経済関係  
の変化が、投票行動におけるマンダル家離れの背景として  
存在したと考えられる。

M・K・マンダル氏に対する支持減少の背景には、以上  
の三つの要因が存在した。マンダル家の影響力が次第に衰  
えていくなかで、象徴的な事件となったのが、二〇〇一年  
パンチャーヤット選挙であった。一九九三年の第九三次憲  
法改正後、ビハール州で初めて実施されたパンチャーヤッ  
ト選挙で、マンダル家のスバーシユ氏は、対抗馬となった  
新興エリートのラージ・キシヨール・ヤードヴ氏にわずか  
二票差で敗れる。二〇〇一年選挙より行政村の人口が最低  
五〇〇〇人とされたことにより、ムルホ村は北隣のパラリ  
ア村と合併した。選挙戦においては、パラリア地区出身の  
ラージ・キシヨール・ヤードヴ氏がパラリア地区の票をま  
とめたのに対し、ムルホ地区は候補者が乱立し票が割れ  
た。しかし、このような事情はあったにせよ、村レベルの  
選挙でも勝利できなかった事実、マンダル家支配の凋落  
を示すに十分であった。

## 2 指標としての選挙の力

これまでマンダラ家支配の凋落を、選挙結果を通じて分析してきた。それでは選挙結果以外の指標で、マンダラ家支配の凋落を示すことはできるだろうか。とりわけ、マンダラ家支配の凋落を村人が認識できる指標は存在するだろうか。

結論から述べれば、選挙以外の指標を用いて村人に共通の認識を生み出すことは困難である。第一に、支配力の源泉の一つは所有農地の規模であるが、これを確定することは大変に難しい。ビハール州においては、ザミンダーリー制廃止に引き続く一連の農地改革法のなかで農地所有に上限が設定されたが、上限設定を逃れるために土地台帳への虚偽記載は常態となった (Januzzi 1974: 77-90)。実際にマンダラ家のスパーシユ氏やM・K・マンダラ氏に農地所有規模を尋ねても、法定上限通りの回答しか得ることができない。村人にマンダラ家がムルホ・パンチャヤット内に所有している農地の規模を尋ねても、一〇〇エーカーから七〇〇エーカーまで幅があり、確かなことはわからない (中溝二〇一二: 六一-六二)。マンダラ家の所有農地が減少したという認識は共有されているにせよ、不確実性の高い状況では、支配の凋落を示す指標としての力は弱いだろう。

第二に、小作契約の増減や、借金の有無など社会関係の指標を考えることができる。これらは、マンダラ家と直接関係を切り結ぶ個々人の間では認識されても、ムルホ村全体で契約の動向を把握するのは、マンダラ家以外の人間にとっては困難である。村人に共通の認識を生み出す指標としての力は、所有農地と同じく弱くと言えよう。

このように、社会・経済的指標の力が弱いなかで、選挙結果という指標の力は群を抜いている。選挙では、マンダラ家の候補を支持するか否かが端的に問われ、しかもその問われ方は投票日という特定の時点での判断に集約される。加えてその結果は得票数という数字で、誰から見ても明らかかな形で判明する。影響力の程度を判定するのにこれほど適した指標はない。実際に、村人がマンダラ家の影響力の衰退を語る際に用いる指標は、所有農地の減少でもなく、小作契約の減少でもなく、州議会選挙におけるM・K・マンダラ氏の敗北であり、村長選挙におけるスパーシユ氏の敗北であった。これらの敗北を通して初めて村人はマンダラ家支配の凋落を認識し、この共通の認識がマンダラ家の威信をさらに低下させる効果を持ったと考えられる。

それでは、選挙結果によって明らかになったマンダラ家支配の凋落は、どのような変化をムルホ村にもたらしたであろうか。マンダラ家は大ザミンダールとしての社会・経済的影響力から、村人に対する態度は封建的であると評さ

れてきたが、いまだに封建的ではあるものの、かつてほどではないという評価が一般的である。マンダル家の態度が変化した背景には、一九九〇年代以降のビハール州政治の変化に加えて、自身の政治力が低下したという認識が存在すると考えられる。<sup>\*16</sup>このようなマンダル家の態度の変化は、格差の甚だしかったムルホ村の社会関係が、相対的に平等な方向へ進んだことを示している。これは格差がなくなったということでは決してないが、格差が縮小したことの意味する。選挙は、この格差の縮小に一つの役割を果たしたと言えるだろう。

## IV パンチャヤット選挙がもたらした 社会変化

### 1 社会的弱者層の地位の変化

これまで選挙がムルホ村の社会に与えた影響を、マンダル家支配の凋落に焦点を当てて分析してきた。本節ではマンダル家支配以外の側面を検討したい。冒頭に述べたように、村社会に与える影響の大きさという観点から、パンチャヤット選挙に焦点を当てることにする。

最初に検討するのは、社会的弱者層の地位向上を目指し

た留保制度の影響である。二〇〇一年選挙では、指定カーズト／部族に対する留保以外に、女性に対する留保枠が三％に設定された。二〇〇六年選挙では、ビハール州独自の制度として、女性の留保枠が五〇％にまで拡大される一方で、最後進階級 (Extreme Backward Classes) に対する留保枠が新たに二〇％設定された。これは、二〇〇五年十一月州議会選挙で勝利したニティーシユ・クマール政権の肝いりの政策であった。<sup>\*17</sup>

これら選挙における留保政策の導入は、期待された効果を上げただろうか。女性の留保議席に関しては、二つの見方がある。第一が、女性の地位向上にはほとんど影響がないとする見方である。たとえば、ムルホ村においては、二〇〇六年から村長ポストが女性留保議席の対象となった。

筆者は村長本人にインタビュを何度も試みたが、家の中から出てきてくれたことは一度もなく、インタビュに応じたのは前村長であり夫であるラージ・キシヨール・ヤードヴ氏であった。村人の評判を総合しても、実際に村長としての仕事をしているのはラージ・キシヨール・ヤードヴ氏であった。そのほかにも、女性留保／最後進階級留保の両枠を活用してパンチャヤット・シヨミティ (Panchayat Samiti) の議員になったA氏も、筆者の質問に対し、夫の方がよくわかるので夫に聞いてくれと述べるばかりであった。<sup>\*18</sup>A氏の場合も、村人の評判では、ほとんどの業務

を夫が行っているとのことであった。

これに対して、留保議席は女性の地位向上につながっているという見方もある。たとえば、二〇〇六年選挙から導入された村の紛争解決制度において、裁判長 (Sarpanch) となったのは女性の B 氏であった。B 氏は留保枠を評価しており、女性の意識向上につながると同時に、これまで男性の裁判長にはなかなか相談できなかった女性も相談に訪れるようになり、紛争解決制度の利用が進んでいると指摘した。<sup>19</sup>

留保制度が女性の地位向上に貢献したという評価を裏付ける男性側の証言もある。ムスリム男性によれば、女性が男性を無視するようになり、伝統が崩れたとのことであった。<sup>20</sup>裏返せば、女性が自己主張を強めていることを示している。

それでは、最後進カーストに対する留保はどうだろうか。これもおおむね最後進カーストの地位向上に貢献したという見方が主流である。先述の A 氏も、本人に限ったことではあるが、議員に選ばれたことよって周囲の尊敬を集めるようになったと証言した。表 7 はビハール州全体のデータであるが、「留保制度に関する知識なし」と回答した者が全体の六六%強に上るものの、一定の効果はあったことを示している。

表 7 EBC 留保制度が EBC の地位向上に果たした役割

	大いに貢献	一定程度貢献	まったく影響なし	未回答	留保制度に関する知識なし	全体
上位カースト	40(19.6)	55(27.0)	14(6.9)	2(1.0)	93(45.6)	204
後進カースト	68(14.4)	72(15.2)	25(5.3)	8(1.7)	300(63.4)	473
最後進カースト	23(9.1)	38(15.1)	6(2.4)	3(1.2)	185(73.4)	252
指定カースト／部族	13(7.4)	15(8.5)	3(1.7)	2(1.1)	143(81.3)	176
ムスリム	13(8.2)	19(11.9)	6(3.8)	2(1.3)	119(74.8)	159
合計	157(12.4)	199(15.7)	54(4.3)	17(1.3)	837(66.2)	1,264

(出所) 2010 年州議会選挙に関するアジア開発研究所 (Asian Development Research Institute) とアジア経済研究所の合同調査。

(注) 本調査は、2010 年ビハール州議会選挙において、マデプラ (Madhepura)、シワン (Siwan)、テガラ (Teghara)、ボドガヤ (Bodhgaya) の 4 選挙区で行った出口調査に基づいている。総回答者数は 1,264 人である。括弧内は、所属カースト内での回答比率 (%) を示している。たとえば、EBC 留保制度が EBC の地位向上に大いに貢献したと回答した上位カーストは 40 人であり、上位カースト総数 (204 人) の 19.6% に当たる。

## 2 紛争解決制度の変化

選挙に基づく紛争解決制度の導入も、新しい変化である。これまで村で採め事が起こった際には、マラル(Marar)という伝統的な調停者が解決を担っていた。マラルとはもともと村長(Pradhan)の意で、世襲されてきた地位である。現在のムルホ村は二三の集落から構成されているが、それぞれの集落にはマラルが存在する<sup>\*22</sup>。

筆者が聞き取りを行ったのは、ブデイ集落のマラルD氏である。同氏によれば、D氏の先祖はブデイ集落がジャングルだった時代からここに住んでいたという。

二〇〇六年にパンチャヤット制度の一環として裁判制度が導入されるまでは、紛争が起こると当事者の申し出に応じて、マラルが集落の長老を一〇人ほど伴って調停を行っていた。案件は多岐にわたるが、一例として借金の調停事例を紹介したい。あるムスリムがヤーダヴから一万二〇〇〇ルピーを借金したが、なかなか返済しないため、ヤーダヴは利子をつけて二万四〇〇〇ルピーの返済を要求した。利子が高いと考えたムスリムの要請に応じてマラルが調停に入り、利子を半額の六〇〇〇ルピーとして合計一万八〇〇〇ルピーの返済で双方の合意を取り付けた。このような形で紛争の調停が行われていた。

それでは、二〇〇六年から導入された新裁判制度は、村の紛争解決のあり方をどのように変えただろうか。マラル本人によれば、新制度導入以降も、マラルの仕事が大変重要であることに変わりはない。彼によれば、法的な権限を持つているのは裁判長だが、社会的にはマラルが重要であり、マラルなしには紛争は解決しない。現在でも、ブデイ集落にかかわる紛争がパンチャヤット裁判の場を持ち込まれたときには、マラルは裁判に呼ばれ、解決策を提示するという。この点は、裁判長に対するインタビュからも確認でき、今でも紛争が起こると、マラルの意見を求めて解決することであった<sup>\*23</sup>。

ブデイ集落のマラルは、単にマラルとして存在しているだけではなく、パンチャヤット制度のなかにも根を下ろしている。義理の娘はブデイ集落が位置する第七ワードのワード・メンバーであり、甥は第七ワードの裁判官(Panch)で、副裁判長も務めている<sup>\*24</sup>。マラルは、マラルとして伝統的権威を保持すると同時に、選挙を戦って勝利することにより、新制度のなかにも自らの足場を築いていると言えよう。ブデイ集落のなかで紛争が起こった際には、まずマラルのところに紛争が持ち込まれ、それで解決しないときは裁判官を務める甥のところに送られ、それでも解決しないときには、裁判長のもとに送られ裁判が開かれるということだった。そして、裁判長はマラルの意見に



従って決定を下すということであった。

それでは、村の紛争解決のあり方は、新制度導入後も導入前と基本的に変化していないだろうか。裁判長、マラル双方とも、そうではない、変化した、と強調する。裁判長によれば、新制度の導入以前は、紛争が起こったときに村人はどこに紛争を持ち込めばよいかわからなかつた。新制度導入後は、村人は紛争をパンチャーヤット裁判に持ち込み、決定に不服があれば上級審に訴えることができる。村人の権利意識は向上し、自らの権利が実現できていないと考えれば訴えるようになった。裁判長が、「私は選挙で選ばれた正統性を有している」と主張するように、裁判長は伝統的威信に頼るマラルとは異なつた正統性を有しており、書面による裁定で紛争を解決する権限を持っている。

このように新制度は、伝統的な紛争解決の方法と比較して、より効率的に紛争を解決する力を有しており、人々の権利意識を向上させる効果を持つたと考えられる。

同じ変化をマラルに語らせると、評価は正反対になる。彼によると、新制度の導入は紛争解決の手続きを複雑にし、裁判官は紛争解決に当たって賄賂を取るようになった。昔はマラルの決定に皆従い、従わない場合は村八分などの社会的制裁が行われていたが、今では決定に不服だと上級審に訴えるようになった。その結果、紛争調停のコストがかさむようになった。訴えられた方は傲慢になり、マラル

により罰が科されると、警察に賄賂を渡してマラルを逮捕させるような事件も起こっている。このようなこともあるため、裁判官はマラルと異なり、誰が本当の犠牲者なのか探ろうとしない。その結果、社会は腐敗し、新制度は社会の調和を大きく乱すことになった。マラルによれば旧制度のほうが新制度より格段に優れていた、という評価になる。

このように、新制度の導入は、村の紛争解決の仕組みを大きく変えた。選挙で選ばれた裁判官、そして裁判長が紛争解決の任に当たり、裁定に不服の場合は上級審に訴えられるという制度は、伝統的な紛争解決の手法とまったく異なっている。マラルが裁定を行い、裁定に従うことが村八分という制裁の脅しにより強要された時代は、マラルの言うように外観は調和が取れていたかもしれないが、裁定に不満な当事者にしてみれば、権利を実現する自由を奪われていたとも言えよう。マラルという伝統的権威に対抗できるのは、選挙によって選ばれたという正統性であり、この正統性が村の紛争解決の仕組みを大きく変えたと指摘でき

### 3 生活の変化

選挙は村人の生活も変える。選挙が競合度を増すほど、冒頭の住宅建設の約束に典型的に見られるように、

個々人の生活に結びついた利益誘導の約束が連発されるようになる。そして実際に、選挙結果によって個々人の生活は大きく変化することになった。たとえば、先述の住宅建設を約束された指定カーストは、投票した村長候補者が当選したことにより、実際に住宅建設の資金を手に入れた。

生活インフラの観点からは、バラリア地区出身の村長が在任中は、まずバラリア地区から電柱が整備された。二〇一年選挙でムルホ地区から村長が選出されると、今度はムルホ地区の道路が舗装され、電柱が次々と敷設された。反対に、バラリア地区の道路は、維持費が十分に配分されていないためか、二〇一四年の調査時には傷みがかなり目立っていた。

これらは一例にすぎないが、選挙の結果が、村人にとって重要な生活インフラの整備、そして生活そのものに直結することを示している。生活がかかっている故に選挙戦は熾烈なものとなり、村人にとって選挙はより重要な意味を持つようになった。この点について、パールティは、ビハール州全体の傾向として、一九九〇年代より指定カーストの間にも、選挙に参加して投票することが重要であるという認識が広まり始めた<sup>25</sup>と指摘する (Bharti 1990)。ムルホ村の事例ではないが、筆者が別に調査を行ったボージュブル県ベラウール村においても、指定カーストの間に、投票で社会を変えることができるという意識が一九九〇年代

に入って生まれ始めたという。<sup>\*25</sup>

このように選挙が生活の改善にとって重要な手段となる状況は、伝統的支配者が村長となることが当然だと考えられていた時代と大きく異なっている。村人は、よりよい生活を実現するために、その実現を約束する候補者に競って投票し、権力を作り上げる。権力の定期的交代を制度的に保障した選挙は、繰り返し実施される過程で、村人の生活に次第に大きな影響を及ぼすようになったと指摘できる。

## V 伝統を破る力としての選挙

ムルホ村においてはマンダル家が支配者として君臨することが当たり前であり、ブディ集落においてはD家がマラルとして揉め事の調停を行うことが当たり前であった。多くの人にとっては、物心がついた頃からマンダル家は支配者、D家はマラルであり、彼らの正統性の根拠は、昔からそうであった、もしくはそうであったと皆が考える伝統であった。

伝統とは全く異なる正統性原理を与えたのが、平等原則に基づいた選挙である。多数決原則により、伝統的支配者といえども多数を獲得できなければ権力者の座を明け渡し、マラルといえども裁判長に当選しなければ、村における最

終的な調停者の立場を譲らなければならない。このような制度は、政治・経済・社会的な格差の存在を常態とする伝統的社會の原理とはまったく異なる原則に基づいていた。

これまでムルホ村の事例から検討してきたように、平等原則に基づく選挙の導入は、伝統的社會を大きく変えてきた。マンダラ家の支配は選挙を通じて衰退し、マラルの権威は選挙によって裁判長に取って代わられた。留保制度の導入によって、伝統的社會では考えられなかった女性の代表が誕生し、最後進カーストや指定カースト／部族が村長に就任する道が開けた。その結果として、社会的下層階級の政治意識は向上し、紛争解決の制度化が進んだことで権利意識が芽生えていった。

伝統的支配階層もこれらの変化をただ黙視していたわけではない。マンダラ家は政治権力をあきらめず、二〇〇五年にはM・K・マンダラ氏がついに州議会議員に当選したが、二〇一一年選挙ではムルホ地区から立候補した現村長を支援し、影響力を温存している。マラルはすでに見たように、ワード・メンバー、裁判官の地位を確保している。このように伝統的勢力も、選挙という新しい制度に適応しながら影響力の確保に努めている。

冒頭の問いに戻ろう。選挙は社會をどのように変えたか。ムルホ村の事例から、三つ指摘できる。第一に、権力

と権威の正統性原理を、伝統から個々人の平等性に変えた。これは不平等を前提とした伝統的社會においては、革命的な変化であった。第二に、正統性原理の転換に伴い、現実には権力者が交代した。村長は、二〇〇一年には大地主から新興エリートに取って代われ、二〇一一年には階級的には中農に属する獣医が現在の村長を務める。裁判長は、マラルから識字率向上運動の活動家へと変わった。最後に、代表の交代は、村の社會關係をより平等な關係に変化させた。マンダラ家支配の衰退はもともと存在した村社會の格差を相対的に縮小し、最後進カースト、指定カースト、女性に対する留保枠の設定は、これら社会的弱者の権利意識を芽生えさせ、彼らも次第に声を上げるようになった。

ここで留意しておきたいのは、平等な社會が実現したわけではないことである。伝統的支配層は依然として権力を温存し、政治的・経済的・社会的格差は厳然として存在する。しかし、平等原則に基づいた選挙制度が導入されることによって、これらの格差は縮小する方向へ動き始めている。永久革命としての民主主義を支える重要な制度として、これからも選挙が社會を不断に変えていくことは確かである。

●注

\*1 インドは一九四七年の独立以来、一九七五年から七七年にかけて二年弱に及ぶ非常事態体制を除き、一貫して民主制を維持してきた。民主制の基準の一つとしてよく参照されるダールのポリアーキーに従うと (Dahl 1971: 248)、正ポリアーキーのうち、OECD加盟国以外で民主制を維持した国は、インド、コスタリカ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴの四ヶ国にすぎない。インドの例外性を示す一つの指標と言える。

\*2 ムルホ村、K氏に対するインタビュー (二〇一四年二月二八日)。

\*3 ムルホ村、L氏に対するインタビュー (二〇〇四年四月)。

\*4 ムルホ村、L氏に対するインタビュー (二〇一四年二月二七日)。現在の村長は、今回の二〇一六年選挙で再選されれば、貧困層と認定すると彼に約束した。

\*5 カースト制度に関する三要素への整理は、東京大学比較現代政治研究会 (二〇〇八年一月二二日) における竹中千春・立教大学教授の示唆による。ラジニ・コタリは、カーストと政治のかかわりに関連して、カーストの機能を、①世俗的側面、②統一的側面、③意識的側面の三つの観点から整理している (Kohari 1970: 8-13)。これらは、本文中に記述した第二のアイデンティティの側面、第三の利益集団の側面にほぼ対応する。

\*6 一九九八年に刊行されたインド人類学考古局編集の *India's Communes* シリーズは、全インドで二三八四のコミュニティを確認し、一九八〇年に提出された第二次後進諸階

級委員会報告は、「その後進諸階級」として三七四三のカースト/コミュニティを認定した。中溝 (二〇一二年六月九日七〇) を参照のこと。とりわけ、注2を参照のこと。

\*7 筆者はムルホ村において、二〇〇四年下院総選挙以来現在に至るまで、継続的にパネル調査を行っている。二〇〇四年下院総選挙の際は、同年二月から同年五月にかけて、二〇〇五年二月州議会選挙の際は、同年二月に調査を行った。二〇〇九年下院総選挙の際は、同年五月に、二〇一〇年州議会選挙の際は、同年一〇月から十一月にかけて調査を行った。二〇一四年下院総選挙の際も、同年二月から三月にかけて予備調査を行った後、同年四月から五月にかけて調査を行った。選挙期間以外にも、二〇一一年九月に調査を行っている。調査の対象となるムルホ村は、正式にはムルホ・パンチャヤット (行政村) となるが、パンチャヤットは日本ではなじみのない用語であることから、便宜上、村と表記する。行政村は、通常いくつかの自然村 (Goan) から構成されており、ビハール州の場合は、最低人口が五〇〇〇人とされている。自然村は日本の概念では集落に近いので、本稿では集落と表記する。これに加えて、同じパンチャヤットに所属するが、いくつかの集落がまとまりを持っている場合を、地区と表記する。ムルホ村には、ムルホ地区とバラリア地区が存在する。

\*8 プラバシシュ・チャンドラ・マンダール教授 (Bihar University) に対するインタビューによる (二〇〇四年二月一五日)。

\*9 ザミンダールとは、イギリス植民地政府が、地租収入を

確保するために一八世紀末に導入したザミンダリー制において、土地所有権を与えられた地主のことである。彼らは、強い所有権を与えられる一方で、植民地政府に永代定額地租を納入する義務を負った。イギリス植民地政府は、ザミンダリー制において地租が定額に固定されていることから、資本家的な農業経営者が出現し生産性向上に貢献することを期待したが、現実には寄生地主制が展開され、独立時には生産性停滞の元凶と見なされた。ザミンダリー制の優れた要約として、中里（一九八九）を参照のこと。

\*10 マンダル家の影響力の変化については、中溝（二〇一〇二・五八―六六、一〇五―一〇九、二九六―三〇五）で論じた。本稿の記述は、これに基づいている。

\*11 もっとも、二〇一〇年州議会選挙投票日に同氏にインタビューした際には、自ら小舟に乗って洪水被害に遭ったマデブラ市を視察する写真が掲載されたパンフレットを手渡された。同氏に対する批判を意識したものと考えられる。

\*12 ヤーダヴ農民アショーク・ヤーダヴ氏（二〇一一年九月一日）、ムルリ・ダール氏（二〇一一年九月二日）、元村长ラージ・キショール・ヤーダヴ氏（二〇一一年九月四日）に対するインタビュー。

\*13 マンダル家の変化についてより詳細には、中溝（二〇一〇二・一三六―一三七）を参照のこと。

\*14 たとえば、M・K・マンダル氏の息子は、デリーで教育を受けた後、バトナーで弁護士を開業している。

\*15 元村长ラージ・キショール・ヤーダヴ氏に対するインタビュー（二〇一一年九月四日）。同氏によれば、マンダル

家はムルホ・パンチャーヤットのなかに七〇〇エーカーの農地を所有していたが、売却により現在は二五〇エーカーほどになったということであった。

\*16 ヤーダヴ農民のN氏によれば、かつてはマンダル家に向く際は、靴を履いて行つてはならず、マンダル家の人たちの前で椅子に腰掛けて話すなど論外であった。しかし、一九九〇年にラルー政権が成立して以降、彼らの態度が変わった。「今はあなたたちの政権だから」と言われ、椅子を勧められるようになったという（二〇〇四年四月十四日インタビュー）。

\*17 ニティーシユ・クマール州首相は、自分が行った最初の政策はこのパンチャーヤット選挙における留保枠の拡大であると強調した。ニティーシユ・クマール州首相に対するインタビュー（二〇一〇年八月二十九日）。

\*18 A氏に対するインタビュー（二〇一四年三月一日）。

\*19 B氏に対するインタビュー（二〇一四年二月二七日）。

\*20 C氏に対するインタビュー（二〇一四年二月二七日）。

\*21 マラルの説明については、プディ集落のマラルであるD氏から聞き取りを行った（二〇一四年三月一日）。

\*22 プディ集落のマラルD氏の説明による（二〇一四年三月一日）。調査においては、すべての集落でマラルの存在を確認したわけではないが、バラリア地区のバラリア集落でも、二〇一四年五月の調査でマラルの存在を確認した。

\*23 裁判長であるB氏へのインタビュー（二〇一四年二月二七日）。B氏は、長年識字率向上運動の活動家として活躍してきた。

\*24 ワード・メンパーも裁判官も、それぞれ集落ごとに選挙

で選出される。ワード・メンバーは、村長の下で村行政の補佐を行い、裁判官は、裁判長の下で裁判官として紛争解決に從事する。

\*25 裁判長であるB氏へのインタビュー（二〇一四年二月二七日）。

\*26 ビハール州ボージュブル県ベラウール村における、指定カーストへのインタビュー（二〇〇三年八月二七日）。

### ●参考文献

小谷汪之（二〇〇三）「カーストとカースト制度——その歴史の変容」小谷汪之編『現代南アジア五 社会・文化・シエンター』東京大学出版会、一一七—一三六頁。

中里成章（一九八九）「ベンガルにおける土地所有権の展開」『歴史と地理』四〇二号、一一—一四頁。

中溝和弥（二〇一二）『インド 暴力と民主主義——一党優位支配の崩壊とアデンティエイの政治』東京大学出版会。

藤井毅（二〇〇三）『歴史のなかのカースト——近代インドの〈自画像〉』岩波書店。

三瀬利之（二〇〇〇）「帝国センサスから植民地人類学へ——インド高等文官ハーバート・リズレイのベンガル民族誌調査にみる統計と人類学の接点」『民族学研究』六四巻四号、四七四—四九二頁。

Bharti, Indu (1990) "Dalits Gain New Izzat", *Economic and Political Weekly* (EPRW), May 5-12, 980-981.

Blair, Harry Wallace (1969) *Caste, Politics and Democracy in Bihar State, India: The Elections of 1967*, unpublished Ph.D.

Duke University.

Blair, Harry Wallace (1980) "Rising Kulaks and Backward Classes in Bihar-Social Change in the Late 1970's", *EPW*, January 12, 64-74.

Dahl, Robert A. (1971) *Pluralism: Participation and Opposition*, New Haven: Yale University Press.

Frankel, Francine R. (1990) "Caste, Land and Dominance in Bihar-Breakdown of the Brahmanical Social Order", in Francine R. Frankel and M. S. A. Rao (eds), *Dominance and State Power in Modern India: Decline of a social order*, vol.1, Delhi: Oxford University Press, pp.46-132.

Jannuzi, F. Tomassin (1974) *Agrarian Crisis in India: The Case of Bihar*, Austin: University of Texas Press.

Kothari, Rajni (1970) "Introduction", in Rajni Kothari (ed.), *Caste in Indian Politics*, New Delhi: Orient Longman, pp.3-25.

Indiastat ([http://www.indiastat.com](http://www.indiastat.com/default.aspx)), statewise production/area of wheat (小麦) (<http://www.indiastat.com/table/agriculture/2/wheat/17195/>) (production→Area→<http://www.indiastat.com/table/agriculture/2/wheat/17195/>) yield→<http://www.indiastat.com/table/agriculture/2/wheat/17195/>)

〇一一年五月一九日アクセス)

Prasad, Pradhan H. (1989) *Lopsided Growth*, Bombay: Oxford University Press.

Singh, K. S. (1998) *India's Communities N-Z (People of India National Series Volume VI)*, New Delhi: Anthropological Survey of India (Oxford University Press).

Sharma, Alakh N. (2005) "Agrarian Relations and Socio-



Economic Change in Bihar". EPW, March 5, 960-972.  
 Srinivas, M. N. (1956) "A Note on Sanskritization and Westernization", The Far Eastern Quarterly, 15(4), 481-496.  
 Srinivas, M. N. (1995) Social Change in Modern India. New Delhi: Orient Longman (first published 1966 by the University of California Press).  
 Varshney, Ashutosh (1995) Democracy, Development and the Countryside: Urban-rural Struggles in India. New York: Cambridge University Press.

●著者紹介●

- ① 氏名……中溝和弥(なかみぞ・かずや)。
- ② 所属・職名……京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科・准教授。
- ③ 生年・出身地……一九七〇年、福岡県。
- ④ 専門分野・地域……現代インド政治。
- ⑤ 学歴……東京大学大学院法学政治学研究所博士課程(政治専攻)単位取得退学、博士(法学)。
- ⑥ 職歴……京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科・特任准教授／客員准教授、人間文化研究機構地域研究推進センター研究員(二〇〇九～二〇一三年)、京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科・准教授(二〇一三年～現在)。
- ⑦ 現地滞在経験……インド・ニューデリー、国際交流基金アジア次世代リーダーシップフェロー(一九九六年三～一〇月)、インド・ニューデリー、在インド日本大使館専門調査員(一九九六年二月～九九年三月)、インド・ニューデリー、ビハール州、文部科学省アジア諸国等派遣留学生(二〇〇一年三月～〇三年二月)、以降は断続的に調査。
- ⑧ 研究方法……理論的な枠組みに基づいた仮説をフィールドで検証する手法を取っています。
- ⑨ 所属学会……アジア政経学会、日本南アジア学会、比較政治学会、国際政治学会、日本政治学会。
- ⑩ 研究上の画期……大学一年生の時に経験した冷戦の崩壊です。世界は変わる、変えることができると実感した強烈な経験でした。研究者になることを決めたのも、この世界的事件が背景にあると思います。
- ⑪ 推薦図書……James C. Scott, Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance, New Haven and London, Yale University Press, 1985.